

松戸市低入札価格調査実施要綱案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が <u>5千万円</u> 以上の建設工事又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号により算出した額とする。</p> <p>(1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額から千円未満の端数を切捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般管理費の額に100分の <u>55</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が <u>1億円</u> 以上の建設工事又は総合評価方式により契約を締結しようとする場合、本要綱による低入札価格調査を実施するものとする。</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号により算出した額とする。</p> <p>(1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額から千円未満の端数を切捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般管理費の額に100分の <u>68</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。